

◎訂正箇所

令和5年1月17日 22:00 更新

【公告】

3. 入札説明書の交付場所、提案書類・入札書類提出場所等

(6) 提案書の提出方法

～略～

なお、郵送（書留郵便）での提出が困難な場合、~~下記~~上記（1）あて

4. 入札書の提出場所等

(3) 入札書の提出方法

～略～

未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。追記〈郵送（書留郵便）での提出が困難な場合、上記（1）あてに直接提出しても差し支えない。〉

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

以上